

高知労働局発表
令和8年8月28日(金)

【照会先】
高知労働局労働基準部
賃金室長 前田典子
高知市南金田1番39号
電話 088-885-6024

令和8年度高知県最低賃金の改正答申について 時間額 1,086円

～ 63円引上げ（引上げ率6.16%）～

高知労働局（局長 池田 邦彦）は、令和8年8月28日、高知地方最低賃金審議会（会長 近藤 啓明）から、高知県最低賃金を「時間額1,086円（63円引上げ、効力発生日 令和8年10月29日（予定）、引上げ率6.16%）」とする改正決定の答申を受けた。

本答申は、本年6月30日に当局から高知地方最低賃金審議会へ改正決定の諮問を行ったことを受け、同審議会が新たに専門部会を設置し、調査審議を重ね、結論を取りまとめたものである。

同専門部会の調査審議においては、8月4日から8月28日にかけて集中的な審議が行われ、中央最低賃金審議会から7月28日に示された目安額（高知県は56円引上げ）を参考にしつつ、高知県内労働者の生計費等の生活の実態、労働者の賃金水準及び通常の事業の賃金支払能力等を総合的に勘案した慎重な審議が行われた。

今後、この答申の内容についての異議申出（申出締切日：9月14日）に関する諸手続を経て、高知県最低賃金が改正されることになる。

【参考：高知県最低賃金額及び対前年上昇率、上昇額】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
最低賃金額	820円	853円	897円	952円	1,023円	1,086円(予定)
対前年度上昇率	3.54%	4.02%	5.16%	6.13%	7.46%	6.16%
対前年度上昇額	28円	33円	44円	55円	71円	63円